



福島県内の除染土を全国の公共工事に使う？！

昨年6月に環境省が発表したこの方針を知り、5月16日(火)に埼玉県市民ネットワークと生活クラブ埼玉の共催で講演会「ばらまかれる放射性物質」が開催されました。場所は生活クラブ埼玉本部。講師は福島にずっと寄り添い続ける国際環境NGO FoE Japan 理事：満田夏花(みつたかな)さん。



◎FoE Japan とは世界 75 か国で組織する国際的環境団体のネットワーク Friend of the Earth International の日本メンバー
詳しくは www.foejapan.org をご覧ください。



よしかわ市民ネットワークの岩田京子市議も、吉川市の公共事業に汚染土を使わないことを3月議会で一般質問し、“地域住民の健康や不安を尊重し、公共事業には使わない”との答弁を引き出したことを報告しました。

この講演会を受けて、生活クラブ理事会と埼玉県市民ネットワークは各々の市町で自分たちのまちの除染土の実態や、今後除染土を受け入れるのかどうかの実態調査を実施する呼びかけをしていくことになりました。

◎参考資料として、巻末に埼玉県内の各市民ネットワークの市議が調べた除染土の現状調査結果を載せています。



100人近くの参加者で、熱気とともに関心の高さを感じる講演会でした。





事故前 100 ベクレル/kg だった規制濃度が 8000 ベクレル/kg に緩和され、それ以下の放射性廃棄物が通常の廃棄物とともに焼却されたり、全国の公共事業で使われようとしている。

テレビなどではあまり報道されず、自ら知ろうとしなければ不都合なことが身近に忍び寄っていても気付かないこと。またその不都合を止める法律は人が作るもので完全ではなく、より良いものに変えるのはその不都合に気付いた一人ひとりが呼びかけ、働きかけていくしかない、改めて気付かされました。

ということで、わかりにくい法律の話もありましたが、当日の提供資料を基に頑張って以下にまとめてみました。多くの人と共有出来たらうれしいです。



去土壤等の量（平成27年度1月時点における推計値）

放射性セシウム濃度	除去土壤
8000 ^除 ベクレル/kg 以下	約 1000 万 m ³
8000 ベクレル/kg 超 10 万ベクレル/kg 以下	約 1000 万 m ³
10 万ベクレル/kg 超	1 万 m ³

環境省「中間貯蔵汚染土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」資料より

テレビでは大きく報道されなかったが、今年 5 月に浪江町井手の十万山で起きた山林火災では、周辺 3 か所で 5 月 8 日に測定した大気中に浮遊するチリの放射性セシウム 137 の濃度は現実の 3~9 倍になった。例えば石隈公民館：0.85→7.63 マイクロ・ベクレル/m³

放射性物質汚染対処特措法とは

そもそも放射性物質については「原子炉等規制法」により、原子力発電所が正常運転している状態での管理・処分方法しか考えられていなかったが、福島第一原発事故により放射性物質を含む大量の事故廃棄物が発生したため、特別措置法として作られた。

問題点① **100 ベクレル/kg → 8000 ベクレル/kg**





事故以前は「原子炉等規制法第 61 条の 2 第 4 項に規定する規則」により、放射性セシウムは 100 ベクレル/kg 以上は「放射性廃棄物」であり通常の「廃棄物」としての処理は出来なかったが、この特措法では 8000 ベクレル/kg 以下の汚染物質は放射性汚染物質として扱なくて良いという基準になっている。

問題点② 申請主義

放射性汚染廃棄物は占有者の申請に基づき、一定の濃度（8000 ベクレル/kg）を超えたものを環境大臣が指定し、国の責任の下適切な方法で処理することになっているが、占有者が申請しないと「指定廃棄物」として指定できない。つまり処理できないで保管されている。例えば、焼却灰、農林業系副産物（稲わら・たい肥）、下水汚泥、浄水発生土などがある。

埼玉県の**下水汚泥焼却灰**の例：（埼玉県市民ネットワークの市議の調査より）
通常の焼却灰（4000 ベクレル/kg 以下）は県外の最終処分場で埋立しているが、指定廃棄物は県外へ持ち出せない為、申請していない。現在、8000 ベクレル/kg 以上の放射性物質を含む下水汚泥焼却灰は、水処理施設の屋根の下や屋外の舗装した場所で減衰（約 4000 ベクレル/kg）するまで袋に詰めシートで覆い飛散・流失しないように管理している。

問題点③ 既存の処分場の放射性物質の危険性を考慮した調査・検討なし

例えば：

- ・焼却処理施設のバグフィルター、事故時の対応、モニタリング
- ・管理型埋立処分場（遮水シートを敷いて埋立て、その後も管理していく）の遮水シートの耐久性や滲出処理
- ・安定型埋立処分場（素掘りの穴に埋立てる）の地下水、土壌への汚染漏れ

問題点④ 規制する側とされる側がどちらも環境省

除染をする事業の責任の主体と、その規制の基準を作る主体が環境省であり、推進と規制が分離されていない。

8000 ベクレル/kg 以下の汚染土を全国の公共事業でのように再利用？

現在福島で中間貯蔵している汚染土を、30 年以内に福島県外で最終処分を完了するため、8000 ベクレル/kg 以下の汚染土を「遮蔽及び飛散・流出の防止」を行ったうえで、全国の公共事業で利用できるようにする方針を決定した。

その用途先の例として、道路・鉄道の盛土材、海岸防災林の盛土材、廃棄物最終処分場





の上部覆土材・中間覆土材・盛土材などが考えられているという。一般公衆や作業者に対する放射性セシウムの追加被ばく線量が 1 ミシーベルト/年を超えない濃度レベル（事故前の基準は 0.01 ミシーベルト）になるよう、土砂やアスファルト、コンクリート、植栽された土砂などでの被覆をすること。

しかし、盛土の耐用年数は **70 年**とされているのに対し、5000 ベクレル/kg の除染土が事故以前の規則で再生利用の基準とされている 100 ベクレル/kg まで減衰するには **170 年**を要するという。70 年経たずとも地震などで亀裂が入ることなどは容易に想像できる。

そもそも汚染物質は**移動させず集中管理**するのが原則のはずなのに、何故全国にばらまくのだろうか！

「除染」「帰還促進政策」を見直すべき



図：住民の帰還の意向（出典：「平成 27 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果」）

今年春までの避難指示解除については約 6 割が否定的という調査結果にもかかわらず、国の発表では“概ねのご理解を頂けました”となり、実際の住民の意識とはずれている。

帰還率は今年 3 月 7 日発表の「住民以降調査」によると田村市 62.6%、葛生村 9.9%、檜葉町 17.8%、南相馬市 13.5%であり、それほど高くはない。また帰還者は高齢者が多いためコミュニティーが成り立っていないのが現状だという。

自主避難者約 2 万 6000 人は今年 3 月で住宅提供を終了された。子供の健康の不安などで戻りたくても戻れない人たちは、住居費を自己負担せねばならず、生活の困窮を余儀なくされる。また、帰還するかしないかで同じ被災者同士が分断されてしまい、疎外感や孤立も生まれている。4 月以降も県外の避難者は約 8 割が避難を継続するという。

チェルノブイリでは追加被ばく量が年間 1 ミシーベルト以上なら居住も可能だが、希望すれ





ば移住支援も受けられる「移住権」が与えられている。5 ミリシーベルト以上であればそこには居住は出来ない。また1 ミリシーベルト以下でも移住権はないが社会経済的な特典があるという。

日本では、“除染をしたから戻りなさい” という方針のもと、帰還しないのは個人のわがままという捉え方になってはいないだろうか。避難者はあくまで原発事故の被害者なのだという視点を忘れてはならない。帰還しなくても、決して“自己責任”で片付けられてよい問題ではないはずだ。

放射性物質の規制は「環境基本法」と合致していない！

放射性物質は事故後に初めて「公害原因物質」として定義された。公害原因物質は環境基本法以下の大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法などで**排出規制**を設け、**規制違反には罰則**が規定されている。

また、環境基本法の基の規制では「濃度」だけではなく「総量」にも及ぶが、原子力基本法以下では濃度規制のみで総量規制はない。そのため希釈し拡散する手段が許されてしまう。

放射性廃棄物を公害原因物質と認めるなら、きちんと環境基本法に則った規制をし、集中管理しなければならないし、その他モニタリング、管理責任など法的に整えなければならない。特措法は見直しを廃止をし、環境基本法に基づいた「放射能汚染防止法」を策定すべきである。長野県では先行して条例を制定している。

以上まとめてみましたが伝える力の足りなさを感じます。出来るだけ多く人がいろいろな問題に関心を持ち、調べたり直接関わる人に話を聞いたりしながら、自分たちの問題として考え、みんなで形にして行けたら住みやすい街が出来るのだと思います。

どうぞ皆さんの力をお貸しください。

(M.I)





【参考資料】 除染土についての埼玉県市民ネットワークによる調査結果

調査項目		選択肢	担当課の回答			
			所沢市	鶴ヶ島市	越谷市	吉川市
福島県の除染土の再利用の動きについて (番号でお答え下さい)	情報	①国・県から情報あり ②マスコミの情報などで知った ③知らなかった	②マスコミの情報で知った。 (正確には12月の一般質問で知って調べた)	③知らなかった (一般質問で知って調べた)	①環境政策課・道路総務課共に、国からの情報なし	③2月の吉川美南駅東口開発の学習会での質問
	公共事業に使うことは	①国の方針が確定すれば利用する ②安全性などをしっかり検討したうえで利用する可能性あり ③住民の健康や不安を尊重しどんな場合も利用しないようにしたい ④その他	④その他 安全性を確認した上で、なおかつ住民の理解を得た上で検討する。	④その他 現時点では、除染土の公共事業での再利用は考えていない。国で取り組んでいる実証実験等の動向を注視していく。	④国から何も降りてきていないので決めていない	③住民の健康や不安を尊重しどんな場合も利用しないようにしたい
当市(町村)の放射性除染土の保管状況について	除染土の量		10数トン(10kg袋×1300)	事故当時約26m ³ (土嚢で約764袋)	46.71m ³ (土嚢で2210袋)	2706.1m ³ (取りまとめ中につき、3か所については数値なし)
	保管場所		2か所 生涯学習センター一元プールの更衣室 滝の城址公園事務所裏手)	2か所 市役所敷地内と2016年11月に新たに0.277~0.347μSv/Hのホットスポットが見つかる。その場で埋設	学校など除染を実施した施設の目立たない場所に埋設。(体育館裏など)	市内24か所の除染した各施設に保管





除染土の保管方法	ビニール袋、さらにフレコンバッグに入れて施設。公園ではドラム缶に入れビニールシートで覆う。	フレコンバッグに詰めて、ブルーシートで風呂敷状にくるんで埋設。50センチ以上の覆土	ビニール袋＋土嚢袋＋遮水シートでくるみ50cm以上の深さに埋設	フレコンバッグに入れたものを耐久性のあるシートに並べ上に30cmの覆土
除染土の放射能測定	年4回測定。 センター 0.05 ~0.10 μSv /H 公園 0.038 ~0.12 μSv /H	月1回測定 地表5cm 0.037 $\mu\text{Sv}/\text{H}$ 地表50cm 0.042 $\mu\text{Sv}/\text{H}$ 地表1m 0.039 $\mu\text{Sv}/\text{H}$	年2回経過を観察。市の除染目安数値は下回っている状態。	年に4回放射能測定。 2016年度は0.06~0.12 $\mu\text{Sv}/\text{H}$
今後の見通し	国、他市の動向を見ながらいずれは検討するが、当分の間は監視を続けながら保管する。	国の方針が定まっていないので、引き続き空間放射線量を定期的に測定し、国の動向を注視していく。	未定	とりあえず現状のまま保管。フレコンバッグの耐久性は5年だが日に当たっていないのでまだ大丈夫と予測している。

